

第43回 千川小学校跡地の活用を考える会 会議録

開催日時 場 所	平成27年10月5日(月) 19:00~21:00 豊島体育館会議室
出席者	海保会長、柿沼副会長、米田副会長、水島副会長(副区長) 大橋、西島、宮島(俊)、宮島(明)、村山、横田、鈴木、坂本(幹)、中島、二木、染谷 佐々木、池田 佐々木施設計画課長(計18名) 公園検討部会委員:2名 オブザーバー:常松福祉総務参事、石井土木担当部長(公園緑地課長事務取扱)、 野島施設整備課長、關学習・スポーツ課長、橋爪保育課長 事業者:社会福祉法人七日会1名、社会福祉法人つばさ福祉会4名、施設設計者1名 区議会議員(傍聴):村上(典)議員
資料	資料1 ふるさと千川ホール:空調設備設置に対する検討 資料2 旧千川小学校飛地(体育館)の位置づけと運用について 資料3 ふるさと千川利用状況 第40回(平成27年5月15日)会議録 第41回(平成27年6月5日)会議録 第42回(平成27年7月16日)会議録(案)

(会長)

みなさんこんばんは。第43回千川小学校跡地の活用を考える会を開催する。まず、次第1の旧体育館の改修について説明を頂く。

(施設整備課長)

資料1をご覧ください。前回頂戴しました空調設備設置の方向性に基づき、本日提案をさせて頂く。空調設置と自然換気併設する案を提案する。

空調設置について。

- ・排ガス臭を考慮し、電気式とする。
- ・ふるさと千川ホール内部に設置し、室内環境を改善する。
- ・体育館は気密性が低いので、効果は限定的になる可能性がある。
- ・電気式空調にすると、電気容量関係から空調能力的負荷はGHPの50%程度となる。
- ・騒音を考慮し、3台の小型室外機を東側に設置し、消音装置を設ける。
- ・室内機はギャラリー下部に6台程度設置する。
- ・概算工事費は25,000,000円(税込)を要する。前回案の6割程度に抑えられる。
- ・夏季(4か月)、冬期(1か月)使用時のランニングコストは年間約490,000円。
- ・機器の耐用年数は15年程度のものである。

自然換気案について。

- ・空調を設置するため前回提案した常時開放の棟換気を不採用とし、開閉可能な換気窓を設置する。

- ・地窓には面格子を設け、出入口扉も格子戸を付け、ボール等を使用した運動時にも開閉可能となるようにする。

- ・概算工事費は 3,600,000 円(税込)とする。

次に設計図面について説明する。最終確認をさせて頂く。

- ・ふるさと千川の部屋に天井埋込式の空調室内機を 2 か所設置する。

- ・会議室にも天井埋込式の室内機を 2 か所設置する。

- ・玄関ホール、管理人室に各 1 か所設置する。

- ・これら空調の室外機を女子トイレ・管理人室に面した位置に、合わせて 4 か所設置する。

- ・ふるさと千川ホールにはギャラリー下部に 6 か所設置する。これらを賄う室外機をスロープ付近に 3 か所設置する。

- ・防災倉庫については移設を予定している。よってその場所に 10 台程度の自転車置場を設ける。白線を引く必要性を確認させていただく。

- ・東側フェンスは塗装改修する。門柱周りは一部新設。

- ・門扉は撤去・新設する。伸縮門扉で高さ 1.6 m。門柱は新設する。

- ・外灯を 2 か所に新設する。

- ・南側フェンスは撤去・新設する。

考える会での決定事項をまとめる。

- ・会議室エリアの間取り。窓ガラスをペアガラスにする。

- ・ふるさと千川会議室のスライディングウォール遮音性のあるものにする。流し台はアイランド型の対面型とする。

- ・会議室から倉庫に通ずる扉を設ける。倉庫の天井高さを 3 m とする。

- ・下駄箱は倉庫 2 の壁側に設置。足りない場合は外に置く。

- ・ふるさと千川ホールのコートラインはバドミントン 2 面とミニバスケ 1 面。

- ・電気式空調機を設置。

- ・ギャラリーサッシ上部の窓は手動オペレーターで開放可能にする。ただし、マンション側は法的に必要な部分。

- ・ギャラリー南側の出っ張り部分を撤去する。南側壁面の開口部は既存ガラリと同様のガラリを設置する。遮音カーテンは一般の暗幕とする。

- ・屋根は断熱改修を行う。

- ・外構の丸いサークルを撤去する。付近の舗装は土とする。

- ・計画上やむを得ない樹木は撤去する。

- ・東側フェンスは塗装、南側フェンスは新設とする。門扉は地域活動倉庫東側にある門扉と同様のものを設置する。

- ・階段部に設ける伸縮可能なテントは備品対応とする。

- ・防災倉庫は移設する。

以上で説明を終わる。

(会長)

ありがとうございました。考える会での決定事項について何かあるか。

(副会長 A)

これまで非常によい施設を作って頂き感謝する。単管置場について提案がある。当初予定していた場所では狭く、大掛かりな工事になってしまう。体育館北側に設置してみてもどうだろうか。

(施設整備課長)

後日現場で詳しくお話を伺いたい。

(副会長 A)

地域活動倉庫の所だと、子どもたちの進入防止用の柵を設置する必要があるが、体育館北側であればその設置も不要である。予算もかなり抑えられる。打合せをさせて頂く。

(委員 Q)

ギャラリーのサッシ上部の窓は採光面で問題ないか。マンション側は法的に必要な部分とあるが詳しい説明が欲しい。

(施設整備課長)

採光は問題ない。マンション側については騒音対策として法律的に必要最低限設置をし、余分に設置しないという意味である。

(委員 H)

新設する門扉の鍵を東側の鍵と同じものにして頂きたい。鍵の数が増え、管理が難しい。

(施設整備課長)

承知した。

(委員 K)

アリーナのコートラインについて、ライン引き前にライン位置について現地で打合せをして頂きたい。

(施設整備課長)

承知した。

(副会長 B)

体育館の門扉にもひろば同様、名称プレートを付けてもらえると良いと思う。

(副区長)

工事の予定はどうか。

(施設整備課長)

現在設計を進めており、今年度中に設計を終えて積算も終える予定である。来年の4月に入札準備をし、6月に業者が決まるスケジュールとなる。工事期間は6月から翌年3月まで、4月のオープンを目指している。

(副区長)

平成29年の4月にオープンとのことである。

入札を終え来年6月に業者が決まる。契約議案なので議決が必要となる。秋の第3回定例会の議案にする。

(施設整備課長)

第3回定例会だと4月のオープンに間に合わない。

(副区長)

議会に図面等を出して説明する必要がある。

(公園検討部会委員)

旧体育館（ふるさと千川ホール）の空調の項目にあるランニングコストの件で、同様に会議室等の空調のランニングコストは出ているのか。

(施設設計者)

全部合わせると640,000円位である。

(公園検討部会委員)

このランニングコストは誰が支払うのか。

(学習・スポーツ課長)

管理者が負担することとなる。

(委員O)

空調室外機3台の前にスロープがあるが排気が籠ってしまわないか。

(施設設計者)

この室外機の排気口は上部にあるもので問題ない。

(副区長)

区側ではこの内容で設計発注手続きに入る。よろしくお願いします。

(会長)

次第2の旧体育館の位置づけと運用について説明を頂く。

(学習・スポーツ課長)

資料2について説明する。

条例上の位置づけについて。千川地域文化創造館として新設してはいかがかと提案する。

運営のイメージとして、10月13日にオープンする旧平和小学校体育館の「千早地域文化創造館多目的ホール」の運用について前回お示しした。「千川地域文化創造館の運営イメージ」は、1. 施設の貸出、2. 各種の講座や展示等、3. 地域住民の交流促進事業とする。3の地域住民の交流促進事業とはお祭り会場などを想定している。

管理形態について。3区分4パターンがあり、区直営・指定管理者・地元による管理について前回説明をさせて頂いた。

参考資料1について、千川小学校跡地の活用を考える会における旧体育館の位置づけと運用の検討経過をまとめた。

第29回（平成26年4月）の時に位置づけの叩き台として、閉校施設の暫定活用から公の施設、すなわち条例設置の施設に替えていきたいと説明させて頂いた。

第31回（平成26年6月）ではこのたたき台を踏まえ、4町会と旧千川小学校利用者協議会からの要望書を受領した。

第36回（平成26年11月）この要望内容が「地域で活動する団体の社会教育活動のための施設」とあったため、区の施設条例で一番近い地域文化創造館を提示し「千早地域文化創造館の多目的ホール等の施設」に位置付けることを提案した。

第 42 回（平成 27 年 7 月）管理運営のイメージを共有し、「千早地域文化創造館多目的ホール（旧平和小学校体育館）」の運用について説明し、管理形態 4 パターンを提示した。

参考資料 2 について。仮に条例の位置付けが地域文化創造館になった際に、別の名称で施設の運用が可能だということをお伝えする。現状、愛称・通称名を持っている施設もあり、このような運用も考えられる。

(会長)

運営について何かあるか。

(委員 F)

地域文化創造館の定義を教えてください。一番根幹になる特徴を伺いたい。

(学習・スポーツ課長)

施設設置の目的は、地域における文化学習活動の育成振興と地域住民の交流を通して地域の活性化を図り、もって豊かな地域社会の実現に資すること。従いまして、ご要望書の内容に合うのではないかと判断した。

(委員 F)

施設の愛称・通称はともかく、地域文化創造館というものが分かりにくい。趣旨については反対していない。

(副会長 B)

要するに愛称・通称がまずあって、そこに「地域文化創造館」という位置付け、立ちどころを示したものである。その位置付けを既存条例「地域文化創造館」にするか、新設条例「地域交流センター」などにするのかを決めていくものである。これまで利用者協議会の方々に維持管理していたものを変えていくにあたり、どのような位置付けが良いのか意見を伺いたい。

(委員 Q)

「地域文化創造館」と「地域交流センター」とではどのような違いがあるのか。

(学習・スポーツ課長)

別条例で運営するということは、すなわち施設の目的・運用ルールが著しく異なる形となるものであり、基本的に同じ内容の運用ルールであれば既存条例に位置づけすることになる。

(委員 Q)

今回 6 か所目の地域文化創造館設置となると、他の施設の全く同じ運用形態をとるということか。

(副区長)

とらざるを得ない。

(学習・スポーツ課長)

既存の 5 館はとしま未来文化財団が指定管理で管理をしている。旧平和小学校体育館は同じ地域文化創造館の一つではあるが、指定管理から切り離し区の直営委託で運営している。また施設利用料金も㎡数で統一料金を設定しているものではなく、それまでの経過や実情に合わせて決めている。大きなルールは同じであるが、細かな部分はまちまちである。

(委員 F)

地域文化創造館条例で良いと思う。

(委員 L)

公の施設として最低抑えておくべきルールと、地域の方たちの求める使い方が既存条例に当てはまらなければ新設条例にするしかない。可能ならば、基本ルールにプラス要望しているものを取り入れて新設条例にしたほうが良い。

(副会長 B)

地域文化創造館の指定管理者運営で例えば「さくら祭り」はやっているか。

(学習・スポーツ課長)

駒込でやっている。

(副会長 B)

盆踊りや花火大会などはどうか。利用者協議会のようなものはあるのか。

(学習・スポーツ課長)

いわゆる盆踊りでなく、「にゅ～盆踊り」という新しい形態のイベントを主催した。利用者協議会ではないが、登録利用されている方々の懇談会を設けたりしている。

(副会長 B)

このように現実に則したものを出し、条例に当てはまるのか確認していけば良い。それらが当てはまらないのであれば、新設条例を考えていく。公園管理と一体型の管理形態にすることも含め議論を頂きたい。

(委員 Q)

公園と一体に管理するという考えがある。他の5館でそのような運営がないのであれば新しく条例を設けるほうが良いと思う。

(委員 H)

もともと公園部分と一体で使用していくと要望書を出している。その要望は通して頂きたい。この既存条例でも一体の管理運営が可能なものであるか。

(副会長 B)

千早地域文化創造館はとしま未来文化財団、平和小体育館は区が直営、これは一体に管理出来ないから分けていると認識している。違いますか。

(学習・スポーツ課長)

一体にしない方が合理的であるため、そのような運営形態にした。同じ敷地内に出張所の西部区民事務所が入っており、現状そちらと一緒に管理している。離れた場所にわざわざ受付をしに行かなくてもよいという配慮である。条例上異なる2施設を実際是一人で運営している事例である。

(副会長 B)

わかりました。失礼しました。

(副区長)

形式的な管理者である。実質的な管理者は区民事務所の者をお願いしている。

公の施設という話が出たが、区民の皆様方に利用制限を設けず自由に使う施設を公の施設という。正当な理由がない限り利用を拒んではならない。

(委員 F)

この地域では実際に地域差がある。公の施設にするためにも地域文化創造館の条例を設けてほしい。要町3丁目主体の施設になりはしないか。

(副会長 B)

千川2丁目の立場も理解する。地域文化創造館に賛成というご意見として頂く。

(公園検討部会委員)

町会の話は別として、旧千川小学校の利用者協議会が母体となって、以前の利用者協議会のようにありたいという話であったと思う。

(副会長 B)

小学校跡地の開放事業をどうするか、という時に利用者協議会が立ち上がった。その際に地域も賛同し一緒に活動していくようになった。今後は新しい施設に対し、その頃の良い点をやっていけたら良いと思うものであり、他にも様々なアイデアを挙げて欲しい。

(委員 O)

要町3丁目の方々が中心となり他の町会がお手伝いをしている。現状、ひろばで遊んでいる利用者を確認すると、要町3丁目の方は少ない。他の町会、地域の方々の利用が非常に多い。要町3丁目の方のための施設ではない。

(副会長 B)

「ふるさと千川」ということで様々な人が集まり、利用してほしい。

(委員 L)

これから文化を創造していく。これまでの事は別としないと創造できない。

(委員 F)

批判をするつもりはない。

(副区長)

管理についての条例を出す前に、工事の議案を定例会に出す。その際に管理についても説明する必要がある。また、地域住民説明会を開催する必要もあり、その際にも管理の件の質問がでる。早いうちにある程度の方向性をまとめたい。そして、区長の方に提言をして頂く流れになる。

(副会長 A)

もっと皆さんの意見を出して頂きたい。早く決めていくべきである。

(副区長)

議論しやすいよう、叩き台を用意する。

(委員 L)

事前に条例の叩き台を送って頂きたい。

(委員 R)

逆算していつぐらいの期日までに決めるべきなのか。

(副区長)

年明けの定例会には間に合わせたい。

(副会長 A)

もう10月であり時間がない。たたき台を提示して頂きたい。

(委員 H)

今日は旧体育館施設とひろばの管理を一体運営にすることだけでも確定させたい。その上で叩き台を作って頂くと良い。

(副会長 B)

旧体育館施設と公園との管理を一体運営に賛成である方は挙手をお願いする。

—賛成多数—

(施設計画課長)

別々の条例施設であっても一体管理することは可能である。そのために旧体育館施設はどのような条例にしていくのか考えていく。南長崎中央公園の施設もスポーツセンター、公園、更に自転車駐車場もそれぞれ別の条例が設置されているが一体管理をしている。

(会長)

それでは次の次第、ひろばの利用状況について説明を頂く。

(土木担当部長)

8月までの利用状況をグラフでお示しした。6月までは順調に推移し、その後梅雨時期で利用状況が減った。夏休みに入り一般利用が増えたが、8月の猛暑とお盆過ぎの多雨で利用状況が下がっている結果となっている。

利用者の居住地は広域であるようだが、正確な情報でないケースもある。

(副会長 B)

受付簿に記入していない人も多い。人が配置されていない。

(委員 J)

以前は2人態勢だったので受付の指導ができていた。今は一人態勢で難しい。

(土木担当部長)

見直しを検討していく。

(副区長)

先日ひろばを見に行き確認したが、小学生の利用が少ない。以前は、小学校へ遊びに行くという感覚で来ていたのでないか。小学生の利用を増やしたい。

(副会長 B)

様子を見ながら利用が増えるよう努力をしていきたい。

(委員 F)

地域連合運動会などはできないだろうか。

(副会長 B)

そういう企画等で盛り上げていきたい。利用者受付簿についても気付いた時に声掛けを心掛けていきたい。管理者だけに任せるのは難しい面もある。

(委員 L)

暫定活用である現在、飲酒・飲食等を禁止する掲示もない状態である。管理上、せめて飲酒を禁止する掲示があると良い。

(委員 Q)

利用状況の資料について、開放日数等を明記してほしい。イベント時はカウントされているのか。

(土木担当部長)

承知した。イベントについては開催者側で把握して欲しい。

(委員 O)

ひろばの管理をするシルバー人材に対し、区はどのような指導をしているのか。保育園側にボールを蹴っていたり、子どもたちの中に中高校生が突っ走っていくような場面があるが、シルバーの方は注意をしない。

(土木担当部長)

危険が想定される行為については、きちんと指導するよう伝えてある。シルバー人材に改めて指導する。

(副区長)

難しい問題である。危険行為についても判断基準に個人差もある。現在ルールを設けず様子を見ている段階。

(委員 F)

管理をしたくないということか。

(副区長)

そういうことではない。管理はする。

(委員 H)

幼児・児童の利用もある。小さい子どもたちが安全に遊べる状態であるべきである。

(副会長 A)

まずは危険行為があった際に、その場にいる地域の大人たちが注意すべき。以前より子どもから高校生までが一緒に利用できていた場所である。

(会長)

その他で何かあるか。

(委員 J)

16本の桜の苗木の高さが2mを超えた。植替え時期が12月から2月が適していることから、この冬に移植頂けたらと考える。計画的にどうか。

(土木担当部長)

これまで検討した中で、10年後を見据えると16本を埋めるスペース確保が難しい。皆様と相談しながら移植場所を1本ずつ決めていきたい。

(副会長 B)

移植場所の案を提示してほしい。

(土木担当部長)

承知した。

(委員 H)

旧体育館の敷地もサークルや防災倉庫を撤去することで更に考慮できると思う。

(土木担当部長)

ひろばの占用利用について、せんかわみんなの家より運動会での利用申請が出ている。公園緑地課ではお貸ししたいと考えている。10月24日の午前中である。

(副会長 A)

急な話である。もう承認したのか。

(土木担当部長)

この会で諮りたい。前回の考える会より本日まで開催がなく、相談がこのタイミングになった。

(副会長 B)

それは言い訳ではなかろうか。これまでも、ソフトボールの一時利用等を断ってきた経緯もある。

(副会長 A)

運動会の開催は色々と大変である。何故もっと早く話をしてもらえなかったのか。

(法人：つばさ福祉会)

園としては開設前より相談していた。これまでの会でも保育園の運動会利用について話も出ており、利用できるものと解釈していた。いよいよという段階になり、7月の会の次の開催で諮らせてもらうことになっていたが、その間の会合がなかったために本日を迎えてしまった。

(副会長 B)

本音を言えば、ぜひ使わせてあげたい。安全面や準備時の利用規制など、色々と問題もある。一度に多くの保育園から申請があると受入しきれない懸念があると以前の会でも協議した。

(委員 L)

実際に他の保育園関係者から運動会利用を区にお願いして欲しいと相談を受けた。その際も暫定利用の段階だから申込みを受け付けられないとお断りした。

(副会長 A)

本音では運動会をやらせてあげたい。本来は区で決定することであるが、事前に考える会にも相談があるべきだった。

(法人：つばさ福祉会)

考える会の議論の中で、運動会での占用利用は難しいかも知れないという思いもあった。改めて区のほうへ確認したところ、区としては使用に問題ないとのことでしたが、最終的な判断を考える会に委ねるということであった。もっと早い段階でお話を伺うべきでした、申し訳ございません。

(副会長 A)

この段階では当運動会を断ることもできないであろう。ただ、他の園の申し入れを断った経緯もあるがどうしたら良いか。

(副会長 B)

区側でもきちんとした対応をして頂けるか。

(保育課長)

どちらの保育園であるか。

(委員 L)

千早子どもの家保育園である。

(保育課長)

こちらでも直接相談を受けていた。最終的には他の場所での開催が決まっている。

(副会長 B)

それも含め、今後の事も考えておかなければならない。区はどのように対応していくのか。隣接しているから許可するというのではおかしい。

(保育課長)

考え方としては「地域の保育園」を優先する。改修工事で園庭が使用できないなど、特別な事情があればその都度配慮する。

(副会長 B)

せんかわの家保育園においては、ふるさと千川のイベント時に様々な協力をして頂いてきた。その格別な事情をもって、今回試験的に占有利用を認めるものとしたい。今後この協力関係にあることを説明できると良い。

(保育課長)

承知した。

(副会長 B)

前日準備は必要ないのか。

(法人：つばさ福祉会)

お気遣い有難うございます。前日はひろばの閉園後に安全点検やライン引き等をする運びで考える。豊島体育館での利用も検討したが、そちらでは実質 1 時間半だけしか利用できず、ひろばでの開催許可をお願いしたい。何卒よろしく願いいたします。

(会長)

貸してもよいという方は、挙手をお願いいたします。

—挙手多数—

お貸しするということにします。

(副会長 A)

ひろばの閉園後は暗くなるので事前準備は危険である。前日の午後 3 時から貸してはどうか。

(法人：つばさ福祉会)

有難うございます。区の指導を仰ぎながら進めていく。もし正式に許可を頂けるようであれば、地域への貼り紙をさせて頂く。私どものほうで利用時間等を含めたお知らせを掲示する。他の園から問合せを受けた際も、今年度は特例で暫定的に貸して頂いた旨をお伝えする。

(副会長 A)

前日の午後 3 時から使用する事は問題ないか。

(土木担当部長)

貼り紙等の対応ができるのであれば問題ない。

(委員 O)

運動会は地域に公開してもらえるのか。

(法人：つばさ福祉会)

はい。セキュリティ上、受付を済ませてもらうことにはなる。

(施設計画課長)

次回開催について、11 月中旬の開催で検討する。後日お知らせする。

(会長)

これにて、本日の会を終了する。ありがとうございました。